

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 所得税法等の特例（第二条―第五条の二）
- 第三章 法人税法等の特例（第六条―第十一条）
- 第四章 相続税法等の特例（第十二条―第十四条の五）
- 第五章 登録免許税法等の特例（第十五条―第十七条の二）
- 第六章 自動車重量税法等の特例（第十八条―第二十一条）
- 附則

（定義）

第一条 省 略

2 省 略

3 第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「連結親法人」、「減価償却資産」、「連結法人」、「分割法人」、「現物出資法人」又は「連結子法人」とは、それぞれ法第二条第三項第一号、第二号、第七号、第十二号、第十四号、第二十八号、第二十九号又は第三十三号に規定する人格のない社団等、法人課税信託、連結親法人、減価償却資産、連結法人、分割法人、現物出資法人又は連結子法人をいう。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第三条の二 省 略

2 令第十二条の二第七項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条第一項に規定する認定地方公共団体の同項に規定する建築物整備事業の用に供する建物及びその附属設備が同項に規定する政令で定める要件を満たすものである旨を証する書類とする。

改正前

目次

- 第一章 同 上
- 第二章 所得税法等の特例（第二条―第五条の三）
- 第三章 同 上
- 第四章 同 上
- 第五章 登録免許税法等の特例（第十五条―第十七条の四）
- 第六章 同 上
- 附則

（定義）

第一条 同 上

2 同 上

3 第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「事業年度」、「減価償却資産」、「連結事業年度」、「連結親法人」、「分割法人」、「現物出資法人」又は「連結子法人」とは、それぞれ法第二条第三項第一号から第三号まで、第十号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号又は第三十五号に規定する人格のない社団等、法人課税信託、事業年度、減価償却資産、連結事業年度、連結親法人、分割法人、現物出資法人又は連結子法人をいう。

（復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第三条の二 同 上

2 令第十二条の二第七項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第十条第一項又は第三項（これらの規定のうち同条第一項の表の第一号（同号の第三欄に規定する建築物整備事業に係る部分に限る。）に

(企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第三条の二の二 令第十二条の二の二第二項に規定する報告に係る財務省令で定める書類は、福島復興再生特別措置法施行規則(平成二十四年復興庁令第三号)第三十七条第一項の実施状況報告書とし、令第十二条の二の二第二項に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類は、福島県知事の交付する福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第三項に規定する適切に実施していると認定したことを証する書面とする。

(特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第三条の三 法第十条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する被災雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第十二条の三第一項第一号に掲げる者 その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 省 略

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに雇用された者 次に掲げる書類
その他の書類でその者が同日において令第十二条の三第一項第一号に

係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合 同号の第一欄に規定する認定地方公共団体の当該建築物整備事業の用に供する同号の第四欄に掲げる建物及びその附属設備に該当する旨を証する書類

二 法第十条第一項又は第三項(これらの規定のうち同条第一項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合 次に掲げる書類(当該建物及びその附属設備が地方公共団体に対し貸し付けられ、当該地方公共団体が賃貸する場合にあつては、ロに掲げる書類)

イ その賃貸が令第十三条の二第二項第五号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類

ロ その賃貸に係る家賃の額が令第十三条の二第二項第六号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第三条の三 法第十条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する被災雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一 令第十二条の三第一項第一号に掲げる者 その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める書類

イ 同 上

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに雇用された者 その雇用された者から提出された次に掲げる書類

規定する特定被災区域（(1)及び次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において雇用されていたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用者のその者を同日において特定被災区域内に所在する事業所において雇用していた旨を証する同項の証明書

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

二 省略

（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第三条の三の二 令第十二條の三の二第八項第三号に規定する財務省令で定める者は、同号に規定する個人の同号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に福島復興再生特別措置法施行規則第四十四條第三号に掲げる者に該当するものとして記載された者とする。

2 法第十條の三の二第四項において準用する法第十條の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第十條の三の二第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける個人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類
- イ 令第十二條の三の二第五項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用者の同日において令第十二條の三第一項第一号に規定する特定被災区域（(3)及び次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において雇用していた旨を証する同法第二十二條第一項の証明書

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

(3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所において雇用されていたことを明らかにする書類

二 同上

（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第三条の三の二

法第十條の三の二第三項において準用する法第十條の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十條の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 令第十二條の三の二第三項第一号に掲げる者 その者から提出された次に掲げる書類
- イ 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用者の同日において令第十二條の三の二第三項第一号に規定する避難対象区域（ハ及び次号において「避難対象区域」という。）内に所在

他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号に規定する避難対象区域（(1)及びロにおいて「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「使用者」という。）の使用者（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「使用者」という。）のその者が同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「証明書」という。）

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

ロ 令第十二條の三の二第五項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

(1) 住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

(2) 住民基本台帳法第二十條第一項に規定する戸籍の附票の写し

(3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

二 法第十條の三の二第一項の表の第二号の第一欄に掲げる個人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける個人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十二條の三の二第六項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における使用者のその者が同日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する証明書

(2) 前号イ(2)に掲げる書類

ロ 令第十二條の三の二第六項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを証する書類

する事業所に勤務していた旨を証する同法第二十二條第一項の証明書

ロ 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

二 令第十二條の三の二第三項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

イ 住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

ロ 住民基本台帳法第二十條第一項に規定する戸籍の附票の写し

ハ イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

(1) 前号ロ(1)又は(2)に掲げる書類
(2) (1)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日におい

て福島県の区域内に居住していたことを明らかにする書類

三| 法第十条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる個人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける個人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇業者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ| 令第十二条の三の二第八項第一号に掲げる者 その者が第一号イ又はロに掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イ又はロに定める書類

ロ| 令第十二条の三の二第八項第二号に掲げる者（同号イに掲げる者に限る。） 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号イに規定する福島国際研究産業都市区域（1）及びハにおいて「福島国際研究産業都市区域」という。）の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における使用者のその者が同日において福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する証明書

(2) 第一号イ(2)に掲げる書類

ハ| 令第十二条の三の二第八項第二号に掲げる者（同号ロに掲げる者に限る。） 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していたことを証する書類

(1) 第一号ロ(1)又は(2)に掲げる書類

(2) (1)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していたことを明らかにする書類

ニ| 令第十二条の三の二第八項第三号に掲げる者 その者が福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された同項第三号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に係る同令第四十条第一項の申請書の写し又は同令第四十一条第一項の申請書の写し

(避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第三条の三の三 法第十条の三の三第三項において準用する法第十条の第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十条の三の三第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第十二条の三の三第三項第一号に掲げる者 その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 省 略

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに勤務することとなった者 次に掲げる書類その他の書類でその者が同日において令第十二条の三の三第三項第一号に規定する避難対象区域(1)及び次号において「避難対象区域」という。)内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者のその者が同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書(その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。)

二 省 略

(特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)

第三条の四 令第十二条の五第二項に規定する財務省令で定めるものは、減価却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第六の上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備

(避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第三条の三の三 法第十条の三の三第三項において準用する法第十条の第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十条の三の三第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一 令第十二条の三の三第三項第一号に掲げる者 その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める書類

イ 同 上

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに勤務することとなった者 その勤務することとなった者から提出された次に掲げる書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者の同日において令第十二条の三の三第三項第一号に規定する避難対象区域(3)及び次号において「避難対象区域」という。)内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同法第二十二条第一項の証明書

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書(平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。)

(3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

二 同 上

(復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)

第三条の四 令第十二条の五第二項に規定する財務省令で定めるものは、減価却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第六の上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備

品、機械及び装置並びにソフトウェア（同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあつては、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産（所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。）に限る。）とする。

- 2 法第十条の五第四項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。
- 一～四 省 略

（新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等）

第三条の五 令第十三条第三項に規定する財務省令で定めるものは、前条第一項に規定する減価償却資産とする。

- 2 法第十一条第四項において準用する法第十条の五第四項に規定する財務省令で定める書類は、法第十一条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 その名称及び内容
- 二 その実施予定期間
- 三 その実施場所
- 四 法第十一条第一項の規定を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細

（福島再開投資等準備金）

第三条の五の二 法第十一条の三の二第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第十二条第一項第四号ロ(2)に掲げる積立期間とする。

- 2 法第十一条の三の二第二項第一号に規定する財務省令で定める金額は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生

品、機械及び装置並びにソフトウェア（同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあつては、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

- 2 同 上
- 一～四 同 上
- 五 その他参考となるべき事項

（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第三条の五 令第十三条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（法第十一条の二第一項の規定の適用を受ける年分において新たな賃貸が行われていない場合又はその賃貸住宅が地方公共団体に対し貸し付けられ、当該地方公共団体が賃貸する場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる書類）とする。

- 一 その賃貸が令第十三条の二第二項第五号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類
- 二 その賃貸に係る家賃の額が令第十三条の二第二項第六号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類
- 三 その賃貸住宅の所在地を管轄する市町村長のその賃貸住宅の所在地が東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七條第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域内でない旨を証する書類

（福島再開投資等準備金）

第三条の五の二 法第十一条の三の二第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）第四条第一項第四号ロ(2)に掲げる積立期間とする。

- 2 法第十一条の三の二第二項第一号に規定する財務省令で定める金額は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生

特別措置法施行規則第十二条第一項第四号ロ(2)に掲げる積立金の総額とする。

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等)

第三条の七 省 略

2・3 省 略

4| 法第十一条の五第二項第一号に規定する財務省令で定める計画は、同号に規定する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県(第二号及び第三号において「第一号特定住宅被災市町村等」という。)が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で同項第一号に掲げる土地等の買取りをする者の当該買取りの時に現に効力を有するものとする。

一| 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十六条第一項に規定する復興整備計画その他の法律の規定による計画

二| 前号に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第一号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

三| 前二号に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

5| 法第十一条の五第二項第二号に規定する財務省令で定める計画は、同号に規定する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県(第二号及び第三号において「第二号特定住宅被災市町村等」という。)が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で同項第二号に掲げる土地等の買取りをする者の当該買取りの時において現に効力を有するものとする。

一| 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第八条第一項に規定する認定地域再生計画その他の法律の規定による計画

二| 前号に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第二号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

特別措置法施行規則第四条第一項第四号ロ(2)に掲げる積立金の総額とする。

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等)

第三条の七 同 上

2・3 同 上

三 前二号に掲げるもののほか、二号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

6| 法第十一条の五第二項の規定により租税特別措置法第三十四条の規定が適用される場合における同条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十七条第一項の規定にかかわらず、法第十一条の五第二項に規定する土地等の買取りをする者の当該土地等を地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社が行う同項に規定する東日本大震災からの復興のための事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（当該買取りが当該買取りをする者以外の者に代わり行われたものである場合にはその旨並びに当該買取りをする者以外の者の名称及び所在地の記載があるものに限る。）とする。

7| 省略

8| 法第十一条の五第五項の規定により租税特別措置法第三十一条の二の規定が適用される場合における同条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項の規定にかかわらず、土地開発公社の当該土地等を法第十一条の五第五項各号に定める事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（当該土地等の所在地の記載があるものに限る。）を確定申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

（帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例等）

第三条の八 法第十一条の六第一項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第二項の規定により同項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

2 法第十一条の六第一項に規定する財務省令で定める特定公益的施設又は特定公共施設は、それぞれ福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一項第六号イに定める施設又は同号ロに定める施設とする。

3 法第十一条の六第一項の規定により租税特別措置法第三十四条の二の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第三十四条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十

4| 法第十一条の五第二項の規定により租税特別措置法第三十四条の規定が適用される場合における同条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十七条第一項の規定にかかわらず、法第十一条の五第二項に規定する土地等の買取りをする者の当該土地等を地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（当該買取りが当該買取りをする者以外の者に代わり行われたものである場合にはその旨並びに当該買取りをする者以外の者の名称及び所在地の記載があるものに限る。）とする。

5| 同上

6| 法第十一条の五第五項の規定により租税特別措置法第三十一条の二の規定が適用される場合における同条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項の規定にかかわらず、土地開発公社の当該土地等を法第十一条の五第五項各号に定める事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類（当該土地等の所在地の記載があるものに限る。）を確定申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

（帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例等）

第三条の八 法第十一条の六第一項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第八条第二項の規定により同項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

2 法第十一条の六第一項に規定する財務省令で定める特定公益的施設又は特定公共施設は、それぞれ福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第七号イに定める施設又は同号ロに定める施設とする。

3 法第十一条の六第一項の規定により租税特別措置法第三十四条の二の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第三十四条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十

七条の二第一項の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等（法第十一条の四第一項に規定する土地等をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が法第十一条の六第一項に規定する区域内にある土地等である旨、当該事業が同項に規定する事業である旨及び当該土地等の買取りをする者が同項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人（以下この項及び第六項において「帰還・移住等環境整備推進法人」という。）である旨を証する書類並びに当該帰還・移住等環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類とする。

4 法第十一条の六第二項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第二項の規定により同項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

5 法第十一条の六第二項に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一項第七号に掲げる事業とする。

6 法第十一条の六第二項の規定により租税特別措置法第三十一条の二の規定が適用される場合における同条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等が法第十一条の六第二項に規定する区域内にある土地等である旨及び当該土地等の買取りをする者が帰還・移住等環境整備推進法人である旨を証する書類並びに当該帰還・移住等環境整備推進法人の当該土地等を同項に規定する事業の用に供するために買い取った旨を証する書類を確定申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例）

第四条 省 略

2 法第十二条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

一 省 略

二 表の第一号の下欄のイに掲げる資産（同欄のロに掲げる資産に該当するものを除くものとし、減価償却資産にあつては所得税法施行令（昭和

七条の二第一項の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等（法第十一条の四第一項に規定する土地等をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が法第十一条の六第一項に規定する区域内にある土地等である旨、当該事業が同項に規定する事業である旨及び当該土地等の買取りをする者が同項に規定する帰還環境整備推進法人（以下この項及び第六項において「帰還環境整備推進法人」という。）である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類とする。

4 法第十一条の六第二項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第八条第二項の規定により同項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

5 法第十一条の六第二項に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第八号に掲げる事業とする。

6 法第十一条の六第二項の規定により租税特別措置法第三十一条の二の規定が適用される場合における同条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等が法第十一条の六第二項に規定する区域内にある土地等である旨及び当該土地等の買取りをする者が帰還環境整備推進法人である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を同項に規定する事業の用に供するために買い取った旨を証する書類を確定申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例）

第四条 同 上

2 同 上

一 同 上

二 表の第一号の下欄のイに掲げる資産（同欄のロに掲げる資産に該当するものを除くものとし、減価償却資産にあつては所得税法施行令（昭和

四十年政令第九十六号) 第六条第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この号において「買換資産」という。) 当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する政令で定める区域内である旨を証する書類

三 省 略

3・4 省 略

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第五条の二 省 略

2・4 省 略

5 法第十三条の二第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の規定の適用については、同条第三項中「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあり、及び同条第六項中「法第四十一条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」とする。

四十年政令第九十六号) 第六条第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この号において「買換資産」という。) 当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する特定被災区域内である旨を証する書類

三 同 上

3・4 同 上

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第五条の二 同 上

2・4 同 上

5 法第十三条の二第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の規定の適用については、同条第三項中「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあり、及び同条第八項中「法第四十一条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」とする。

(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)

第五条の三 法第十三条の三の規定により租税特別措置法第四十一条の十九

の規定が適用される場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三第一項第八号に規定する財務省令で定める契約は、租税特別措置法施行規則第十九条の十一第四項の規定にかかわらず、法第十三条の三に規定する復興指定会社に該当する特定新規中小会社(租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規中小会社をいう。以下この条において同じ。)との間で締結する特定新規株式(租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規株式をいう。以下この条において同じ。)に係る投資に関する条件を定めた契約で東日本大震災復興特別区域法施行規則第二十四条第一項第三号に規定する株式投資契約に該当するものとする。

2 法第十三条の三の規定により租税特別措置法第四十一条の十九の規定が適用される場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三第

九項の規定により読み替えられた所得税法施行令第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十九条の十一第八項の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。

一 法第十三条の三に規定する復興指定会社に該当する特定新規中小会社から交付を受けた東日本大震災復興特別区域法第四十二条第一項に規定する認定地方公共団体の長の特定新規株式に係る租税特別措置法施行規則第十九条の十一第八項第一号イに規定する基準日においてイからハまでに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（二に掲げる事項の記載があるものに限る。）

イ 当該特定新規中小会社が東日本大震災復興特別区域法第四十二条第一項に規定する指定会社に該当するものであること。

ロ 当該居住者又は所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設を有する同項第五号に規定する非居住者（以下この号及び第三号において「恒久的施設を有する非居住者」という。）が取得（法第十三条の三に規定する取得をいう。以下この号において同じ。）をした株式が、当該復興指定会社が東日本大震災復興特別区域法第四十二条第一項に規定する指定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの間に発行されたものであること。

ハ 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された前項に規定する契約に基づき払込み（法第十三条の三に規定する払込みをいう。以下この号において同じ。）によりされたものであること。

ニ 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号又は第二号に定める場所）、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

二 租税特別措置法施行規則第十九条の十一第八項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類にあつては、租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式を取得した日の属する年中の同号イからニまでに掲げる事項の記載があるものに限る。）

（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第六条 令第十七条第一項第一号ロに規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 省略

二 再建計画に係る債務者である法人（人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下この章において同じ。）、その役員（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十五号に規定する役員をいう。）及び株主等（同条第十四号に規定する株主等をいい、同号に規定する株主等となると見込まれる者を含む。）並びに債権者以外の者で、当該再建計画に係る債務処理について利害関係を有しないものうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められるもの（

三 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された前項に規定する契約に係る契約書の写し

（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求書の記載事項等）

第六条 法第十五条第四項において準用する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求をする法人の名称及び納税地

二 代表者の氏名

三 法第十五条第一項に規定する還付所得事業年度の開始及び終了の日

四 その他参考となるべき事項

2 法第十五条第一項の規定の適用を受けようとする法人については、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十二条第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十五条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付の請求をする法人税の額」と、同令第三十四条第一項第五号中「法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）」とあるのは「法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）」とあるのは「法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）」又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）」として、これらの規定を適用する。

（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第六条の二 同上

一 同上

二 再建計画に係る債務者である法人（人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下この章において同じ。）、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。）及び株主等（同条第十四号に規定する株主等をいい、同号に規定する株主等となると見込まれる者を含む。）並びに債権者以外の者で、当該再建計画に係る債務処理について利害関係を有しないものうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められるもの（当該者が三人以上（当該法人の

当該者が三人以上（当該法人の借入金その他の債務で利子の支払の基因となるものの額が十億円に満たない場合には、二人以上）選任される場合の当該者に限る。）

2 法第十七条第一項の規定により法人税法第二十五条第三項及び第三十三条第四項の規定を読み替えて適用する場合における同法第二十五条第五項及び第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八条の六第三項第二号及び第二十二号の二第二号の規定の適用については、同項第二号中「事実」とあるのは「事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同号イ中「書類」とあるのは「書類又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（ロにおいて「震災特例法施行令」という。）第十七条第一項第一号ロ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する手続に従い同号ロに規定する財務省令で定める者が同号ロに規定する確認をしたことを明らかにする書類」と、同号ロ中「限る。」とあるのは「限る。」又は震災特例法施行令第十七条第一項の債務処理に関する計画に係る計画書（同項第二号の貸借対照表の添付並びに同項第三号の債務免除等をする者の氏名又は名称、当該債務免除等をする者ごとの当該債務免除等をする金額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項（同項第四号ロに規定する産業復興機構に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約等を締結している者が同号ロの債務免除等をする場合にあつては、当該産業復興機構の名称、当該債務免除等をする金額の合計額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項）の記載があるものに限る。）」と、同条第二号中「事実」とあるのは「事実又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」とする。

3 省 略

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六条の二 省 略

借入金その他の債務で利子の支払の基因となるものの額が十億円に満たない場合には、二人以上）選任される場合の当該者に限る。）

2 法第十七条第一項の規定により法人税法第二十五条第三項及び第三十三条第四項の規定を読み替えて適用する場合における同法第二十五条第五項及び第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第八条の六第三項第二号及び第二十二号の二第二号の規定の適用については、同項第二号中「事実」とあるのは「事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同号イ中「書類」とあるのは「書類又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号。ロにおいて「震災特例法施行令」という。）第十七条第一項第一号ロ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する手続に従い同号ロに規定する財務省令で定める者が同号ロに規定する確認をしたことを明らかにする書類」と、同号ロ中「限る。」とあるのは「限る。」又は震災特例法施行令第十七条第一項の債務処理に関する計画に係る計画書（同項第二号の貸借対照表の添付並びに同項第三号の債務免除等をする者の氏名又は名称、当該債務免除等をする者ごとの当該債務免除等をする金額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項（同項第四号ロに規定する産業復興機構に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約等を締結している者が同号ロの債務免除等をする場合にあつては、当該産業復興機構の名称、当該債務免除等をする金額の合計額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項）の記載があるものに限る。）」と、同条第二号中「事実」とあるのは「事実又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」とする。

3 同 上

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六条の二の二 同 上

2 令第十七条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、法第十七条の二第一項に規定する認定地方公共団体の同項に規定する建築物整備事業の用に供する建物及びその附属設備が同項に規定する政令で定める要件を満たすものである旨を証する書類とする。

(企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六条の二の二 令第十七条の二の二第二項に規定する報告に係る財務省令で定める書類は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第一項の実施状況報告書とし、令第十七条の二の二第二項に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類は、福島県知事の交付する福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第三項に規定する適切に実施していると認定したことを証する書面とする。

(特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第六条の三 法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する被災雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める書類とする。

2 令第十七条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第十七条の二第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項の表の第一号（同号の第三欄に規定する建築物整備事業に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合 同号の第一欄に規定する認定地方公共団体の当該建築物整備事業の用に供する同号の第四欄に掲げる建物及びその附属設備に該当する旨を証する書類

二 法第十七条の二第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合 次に掲げる書類（当該建物及びその附属設備が地方公共団体に対し貸し付けられ、当該地方公共団体が賃貸する場合にあつては、ロに掲げる書類）

イ その賃貸が令第十八条の二第二項第五号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類

ロ その賃貸に係る家賃の額が令第十八条の二第二項第六号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第六条の三 法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する被災雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一 令第十七条の三第一項第一号に掲げる者 その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める書類

イ 省 略

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに雇用された者 次に掲げる書類
その他の書類でその者が同日において令第十七条の三第一項第一号に規定する特定被災区域（(1)及び次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において雇用されていたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用者のその者を同日において特定被災区域内に所在する事業所において雇用していた旨を証する同項の証明書

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

二 令第十七条の三第一項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していたことを証する書類
イ 省 略

（企業立地促進区域等）において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第六条の三の二 令第十七条の三の二第六項第三号に規定する財務省令で定める者は、同号に規定する法人の同号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された者とする。

2 | 法第十七条の三の二第四項において準用する法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第十七条の三第一号に掲げる者 その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める書類

イ 同 上

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに雇用された者 その雇用された者から提出された次に掲げる書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用者の同日において令第十七条の三第一号に規定する特定被災区域（(3)及び次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において雇用していた旨を証する同項の証明書

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

(3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所において雇用されていたことを明らかにする書類

二 令第十七条の三第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していたことを証する書類
イ 省 略 同 上

（企業立地促進区域）において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第六条の三の二

法第十七条の三の二第三項において準用する法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十七条の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等の

一 法第十七条の三の二第二項の表の第一号の第一欄に掲げる法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十七条の三の二第三項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号に規定する避難対象区域（(1)及びロにおいて「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「使用者」という。）のその者が同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「証明書」という。）

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

ロ 令第十七条の三の二第三項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

(1) 住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

(2) 住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

(3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

二 法第十七条の三の二第二項の表の第二号の第一欄に掲げる法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十七条の三の二第四項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内

うち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一 令第十七条の三の二第三項第一号に掲げる者 その者から提出された次に掲げる書類

イ 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者の同日において令第十七条の三の二第三項第一号に規定する避難対象区域（ハ及び次号イにおいて「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同法第二十二条第一項の証明書

ロ 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

二 令第十七条の三の二第三項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

イ 住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

ロ 住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

ハ イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における使用者のその者が同日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する証明書

(2) 前号イ(2)に掲げる書類

ロ 令第十七条の三の二第四項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを証する書類

(1) 前号ロ(1)又は(2)に掲げる書類

(2) (1)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを明らかにする書類

三

法第十七条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇業者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十七条の三の二第六項第一号に掲げる者 その者が第一号イ又はロに掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イ又はロに定める書類

ロ 令第十七条の三の二第六項第二号に掲げる者(同号イに掲げる者に限る。) 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号イに規定する福島国際研究産業都市区域(1)及びハにおいて「福島国際研究産業都市区域」という。)の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における使用者のその者が同日において福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する証明書

(2) 第一号イ(2)に掲げる書類

ハ 令第十七条の三の二第六項第二号に掲げる者(同号ロに掲げる者に限る。) 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していたことを証する書類

(1) 第一号ロ(1)又は(2)に掲げる書類

(2) (1)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していたことを明らかにする書類

にする書類

二 令第十七条の三の二第六項第三号に掲げる者、その者が福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された同項第三号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に係る同令第四十条第一項の申請書の写し又は同令第四十一条第一項の申請書の写し

(避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第六条の三の三 法第十七条の三の三第三項において準用する法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十七条の三の三第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第十七条の三の三第三項第一号に掲げる者、その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 省 略

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに勤務することとなった者、次に掲げる書類その他の書類でその者が同日において令第十七条の三の三第三項第一号に規定する避難対象区域(1)及び次号において「避難対象区域」という。)内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用上のその者が同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書(その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。)

(避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第六条の三の三 法第十七条の三の三第三項において準用する法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十七条の三の三第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一 令第十七条の三の三第三項第一号に掲げる者、その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める書類

イ 同 上

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに勤務することとなった者、その勤務することとなった者から提出された次に掲げる書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用上の同日において令第十七条の三の三第三項第一号に規定する避難対象区域(3)及び次号において「避難対象区域」という。)内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書(平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。)

(3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

二 省略

(特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)

第六条の四 令第十七条の五第二項に規定する財務省令で定めるものは、減価却資産の耐用年数等に関する省令別表第六の上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェア(同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあつては、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産(法人税法第二条第二十二号に規定する固定資産をいう。)に限る。)とする。

2 法第十七条の五第三項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 四 省略

(新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等)

第六条の五 令第十八条第三項に規定する財務省令で定めるものは、前条第一項に規定する減価却資産とする。

2 法第十八条第三項において準用する法第十七条の五第三項に規定する財務省令で定める書類は、法第十八条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 その名称及び内容
- 二 その実施予定期間
- 三 その実施場所
- 四 法第十八条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細

(福島再開投資等準備金)

第六条の七 法第十八条の八第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特

二 同上

(復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)

第六条の四 令第十七条の五第二項に規定する財務省令で定めるものは、減価却資産の耐用年数等に関する省令別表第六の上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェア(同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあつては、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。

2 同上

一 四 同上

五 その他参考となるべき事項

(被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

第六条の五 令第十八条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(法第十八条の二第一項の規定の適用を受ける事業年度において新たな賃貸が行われていない場合又はその賃貸住宅が地方公共団体に貸し貸し付けられ、当該地方公共団体が賃貸する場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる書類)とする。

- 一 その賃貸が令第十八条の二第二項第五号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類
- 二 その賃貸に係る家賃の額が令第十八条の二第二項第六号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類
- 三 その賃貸住宅の所在地を管轄する市町村長のその賃貸住宅の所在地が東日本震災復興特別区域法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号に規定する復興居住区域内でない旨を証する書類

(福島再開投資等準備金)

第六条の七 法第十八条の八第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特

- 別措置法施行規則第十二条第一項第四号ロ(2)に掲げる積立期間とする。
- 2 法第十八条の八第一項第一号に規定する財務省令で定める金額は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十條第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第十二条第一項第四号ロ(2)に掲げる積立金の総額とする。
- 3 省 略
- 4 省 略

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等)

第六条の八 省 略

2 省 略

- 3 法第十八条の九第一項の規定により租税特別措置法第六十五条の二の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則第二十二條の三第三項の規定の適用については、同項第三号中「前条第四項各号(第四号及び第五号を除く。)」の区分に応じ当該各号に定める書類」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第六条の八第一項又は第二項に規定する書類」とする。

- 4 法第十八条の九第二項第一号に規定する財務省令で定める計画は、同号に規定する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県(第二号及び第三号において「第一号特定住宅被災市町村等」という。)が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で同項第一号に掲げる土地等の買取りをする者の当該買取りの時に現に効力を有するものとする。

- 一 東日本大震災復興特別区域法第四十六条第一項に規定する復興整備計画その他の法律の規定による計画
- 二 前号に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第一号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

- 三 前二号に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

- 5 法第十八条の九第二項第二号に規定する財務省令で定める計画は、同号に規定する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県(

- 別措置法施行規則第四条第一項第四号ロ(2)に掲げる積立期間とする。
- 2 法第十八条の八第一項第一号に規定する財務省令で定める金額は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十條第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第四条第一項第四号ロ(2)に掲げる積立金の総額とする。
- 3 同 上
- 4 同 上

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等)

第六条の八 同 上

2 同 上

- 3 法第十八条の九第一項の規定により租税特別措置法第六十五条の二の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則第二十二條の三第三項の規定の適用については、同項第三号中「前条第四項各号の区分に応じ当該各号に定める書類」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第六条の八第一項又は第二項に規定する書類」とする。

第二号及び第三号において「第二号特定住宅被災市町村等」という。）が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で同項第二号に掲げる土地等の買取りをする者の当該買取りの時期において現に効力を有するものとする。

一 地域再生法第八条第一項に規定する認定地域再生計画その他の法律の規定による計画

二 前号に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第二号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

三 前二号に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

6| 法第十八条の九第二項の規定により租税特別措置法第六十五条の三の規定が適用される場合における同条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の四第一項の規定にかかわらず、法第十八条の九第二項に規定する土地等の買取りをする者の当該土地等を地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社が行う同項に規定する東日本大震災からの復興のための事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（当該買取りが当該買取りをする者以外の者に代わり行われたものである場合には、その旨並びに当該買取りをする者以外の者の名称及び所在地の記載があるものに限る。）とする。

7| 省 略
8| 省 略

（帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第六条の九 法第十八条の十第一項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第二項の規定により同項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

2 法第十八条の十第一項に規定する財務省令で定める特定公益的施設又は特定公共施設は、それぞれ福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一

4| 法第十八条の九第二項の規定により租税特別措置法第六十五条の三の規定が適用される場合における同条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の四第一項の規定にかかわらず、法第十八条の九第二項に規定する土地等の買取りをする者の当該土地等を地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（当該買取りが当該買取りをする者以外の者に代わり行われたものである場合には、その旨並びに当該買取りをする者以外の者の名称及び所在地の記載があるものに限る。）とする。

5| 同 上
6| 同 上

（帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第六条の九 法第十八条の十第一項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第八条第二項の規定により同項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

2 法第十八条の十第一項に規定する財務省令で定める特定公益的施設又は特定公共施設は、それぞれ福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項

項第六号イに定める施設又は同号ロに定める施設とする。

- 3 法第十八条の十第一項の規定により租税特別措置法第六十五条の四の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第六十五条の三第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二條の五第一項の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等（法第十八条の九第一項に規定する土地等をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が法第十八条の十第一項に規定する区域内にある土地等である旨、当該事業が同項に規定する事業である旨及び当該土地等の買取りをする者が同項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人（以下この項及び第六項において「帰還・移住等環境整備推進法人」という。）である旨を証する書類並びに当該帰還・移住等環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類とする。

- 4 法第十八条の十第二項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第二項の規定により同項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

- 5 法第十八条の十第二項に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一項第七号に掲げる事業とする。

- 6 法第十八条の十第二項の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法第六十二条の三第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、租税特別措置法施行規則第二十一条の十九第二項の規定にかかわらず、法第十八条の十第二項に規定する場合における土地等の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）が同条第二項に規定する事業の用に供される土地等の譲渡に該当するものであることにつき市町村長の当該土地等が同項に規定する区域内にある土地等である旨及び当該土地等の買取りをする者が帰還・移住等環境整備推進法人である旨を証する書類並びに当該帰還・移住等環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたときとする。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第七条 省 略

- 2 法第十九条第五項及び第二十条第十七項において準用する租税特別措置

第七号イに定める施設又は同号ロに定める施設とする。

- 3 法第十八条の十第一項の規定により租税特別措置法第六十五条の四の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第六十五条の三第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二條の五第一項の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等（法第十八条の九第一項に規定する土地等をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が法第十八条の十第一項に規定する区域内にある土地等である旨、当該事業が同項に規定する事業である旨及び当該土地等の買取りをする者が同項に規定する帰還環境整備推進法人（以下この項及び第六項において「帰還環境整備推進法人」という。）である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類とする。

- 4 法第十八条の十第二項に規定する財務省令で定める区域は、同項に規定する事業につき福島復興再生特別措置法施行規則第八条第二項の規定により同項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された当該事業の実施区域とする。

- 5 法第十八条の十第二項に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項第八号に掲げる事業とする。

- 6 法第十八条の三第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、租税特別措置法施行規則第二十一条の十九第二項の規定にかかわらず、法第十八条の十第二項に規定する場合における土地等の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）が同条第二項に規定する事業の用に供される土地等の譲渡に該当するものであることにつき市町村長の当該土地等が同項に規定する区域内にある土地等である旨及び当該土地等の買取りをする者が帰還環境整備推進法人である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたときとする。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第七条 同 上

- 2 法第十九条第五項及び第二十条第十七項において準用する租税特別措置

法第六十五条の七第五項並びに令第十九条第三十六項に規定する財務省令で定める書類は、当該取得をした法第十九条第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の下欄のイに掲げる資産（同欄のロに掲げる資産に該当するものを除くものとし、減価償却資産にあつては法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この項において「買換資産」という。）につき、当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する政令で定める区域内である旨を証する書類とする。

3
3 10 省 略

（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

2 第九條 省 略
省 略

法第六十五条の七第五項並びに令第十九条第三十六項に規定する財務省令で定める書類は、当該取得をした法第十九条第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の下欄のイに掲げる資産（同欄のロに掲げる資産に該当するものを除くものとし、減価償却資産にあつては法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この項において「買換資産」という。）につき、当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する特定被災区域内である旨を証する書類とする。

3
3 10 同 上

（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求書の記載事項等）
第九條 法第二十三条第四項において準用する法人税法第八十条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 請求をする連結親法人の名称及び納税地
- 二 代表者の氏名
- 三 法第二十三条第一項に規定する還付所得連結事業年度の開始及び終了の日
- 四 その他参考となるべき事項

2 | 法第二十三条第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人については、法人税法施行規則第三十七条の九第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付の請求をする法人税の額」と、同令第三十七条の十一第一項第四号中「法第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）」とあるのは「法第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）」として、これらの規定を適用する。

（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

2 第九條の二 同 上
同 上

（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第九条の二 令第二十二條の二第五項に規定する財務省令で定める書類は、法第二十五條の二第一項に規定する認定地方公共団体の同項に規定する建築物整備事業の用に供する建物及びその附属設備が同項に規定する政令で定める要件を満たすものである旨を証する書類とする。

（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第九条の二の二 令第二十二條の二の二第二項に規定する報告に係る財務省令で定める書類は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十七條第一項の実施状況報告書とし、令第二十二條の二の二第二項に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類は、福島県知事の交付する福島復興再生特別措置法施行規則第三十七條第三項に規定する適切に実施していると認定したことを証する書面とする。

（連結法人が特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第九条の三 法第二十五條の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する被災雇用

（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第九条の二の二 令第二十二條の二第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第二十五條の二第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項の表の第一号（同号の第三欄に規定する建築物整備事業に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合 同号の第一欄に規定する認定地方公共団体の当該建築物整備事業の用に供する同号の第四欄に掲げる建物及びその附属設備に該当する旨を証する書類
- 二 法第二十五條の二第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合 次に掲げる書類（当該建物及びその附属設備が地方公共団体に対し貸し付けられ、当該地方公共団体が賃貸する場合にあつては、ロに掲げる書類）
 - イ その賃貸が令第十八條の二第二項第五号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類
 - ロ その賃貸に係る家賃の額が令第十八條の二第二項第六号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類

（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第九条の三 法第二十五條の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する被災雇用

者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第二十二條の三第一項第一号に掲げる者 その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 省 略

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに雇用された者 次に掲げる書類

その他の書類でその者が同日において令第二十二條の三第一項第一号に規定する特定被災区域（(1)及び次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において雇用されていたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用者のその者を同日において特定被災区域内に所在する事業所において雇用していた旨を証する同項の証明書

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

二 省 略

（連結法人が企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第九條の三の二 令第二十二條の三の二第六項第三号に規定する財務省令で

定める者は、同号に規定する連結親法人又はその連結子法人の同号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に福島復興再生特別措置法施行規則第四十四條第三号に掲げる者に該当するものとして記載された者とする。

2 | 法第二十五條の三の二第四項において準用する法第二十五條の三第三項

に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一 令第二十二條の三第一項第一号に掲げる者 その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める書類

イ 同 上

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに雇用された者 その雇用された者から提出された次に掲げる書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用者の同日において令第二十二條の三第一項第一号に規定する特定被災区域（(3)及び次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において雇用していた旨を証する同法第二十二條第一項の証明書

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

(3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所において雇用されていたことを明らかにする書類

二 同 上

（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第九條の三の二

法第二十五條の三の二第三項において準用する法第二十五

條の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第二十五條の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用

一 法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第二十二條の三の二第三項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号に規定する避難対象区域（(1)及びロにおいて「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「使用者」という。）の使用者（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「使用者」という。）のその者が同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「証明書」という。）

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

ロ 令第二十二條の三の二第三項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

(1) 住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

(2) 住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し
(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

二 法第二十五条の三の二第一項の表の第二号の第一欄に掲げる連結法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一 令第二十二條の三の二第三項第一号に掲げる者 その者から提出された次に掲げる書類

イ 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「使用者」という。）の使用者の同日において令第二十二條の三の二第三項第一号に規定する避難対象区域（ハ及び次号イにおいて「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同法第二十二條第一項の証明書

ロ 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

二 令第二十二條の三の二第三項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

イ 住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

ロ 住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し
ハ イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

イ 令第二十二條の三の二第四項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における使用者のその者が同日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する証明書
(2) 前号イ(2)に掲げる書類

ロ 令第二十二條の三の二第四項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを証する書類

(1) 前号ロ(1)又は(2)に掲げる書類
(2) (1)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを明らかにする書類

三 法第二十五條の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる連結法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第二十二條の三の二第六項第一号に掲げる者 その者が第一号イ又はロに掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イ又はロに定める書類

ロ 令第二十二條の三の二第六項第二号に掲げる者(同号イに掲げる者に限る。) 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号イに規定する福島国際研究産業都市区域(1)及びハにおいて「福島国際研究産業都市区域」という。)の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における使用者のその者が同日において福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する証明書

(2) 第一号イ(2)に掲げる書類

ハ 令第二十二條の三の二第六項第二号に掲げる者(同号ロに掲げる者に限る。) 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していたことを証する書類

(1) 第一号ロ(1)又は(2)に掲げる書類

(2) (1)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していたことを明らかにする書類

二 令第二十二條の三の二第六項第三号に掲げる者、その者が福島復興再生特別措置法施行規則第四十四條第三号に掲げる者に該当するものとして記載された同項第三号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に係る同令第四十條第一項の申請書の写し又は同令第四十一條第一項の申請書の写し

(連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第九條の三の三 法第二十五條の三の三第三項において準用する法第二十五條の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第二十五條の三の三第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一 令第二十二條の三の三第三項第一号に掲げる者、その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める書類

イ 省 略

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに勤務することとなった者、次に掲げる書類その他の書類でその者が同日において令第二十二條の三の三第三項第一号に規定する避難対象区域(1)及び次号において「避難対象区域」という。)内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用者のその者が同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書(その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかに

(連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第九條の三の三 法第二十五條の三の三第三項において準用する法第二十五條の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第二十五條の三の三第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一 令第二十二條の三の三第三項第一号に掲げる者、その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める書類

イ 同 上

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに勤務することとなった者、その勤務することとなった者から提出された次に掲げる書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用者の同日において令第二十二條の三の三第三項第一号に規定する避難対象区域(3)及び次号において「避難対象区域」という。)内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同法第二十二條第一項の証明書

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書(平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするもの

するものに限る。)

二 省略

(特定復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等)
第九条の四 法第二十五条の五第三項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 四 省略

(新産業創出等推進事業促進区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等)

第九条の五 法第二十六条第三項において準用する法第二十五条の五第三項に規定する財務省令で定める書類は、法第二十六条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 その名称及び内容
- 二 その実施予定期間
- 三 その実施場所
- 四 法第二十六条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細

(連結法人の福島再開投資等準備金)

第九条の七 法第二十六条の八第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第十二条第一項第四号ロ(2)に掲げる積立期間とする。

2 法第二十六条の八第一項第一号に規定する財務省令で定める金額は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第十二条第一項第四号ロ(2)に掲げる積立金の総額とする。

に限る。)

二 同上

(復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等)
第九条の四 同上

- 一 四 同上
- 五 その他参考となるべき事項

(連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

第九条の五 令第二十三条の二に規定する財務省令で定める書類は、第六条の五各号に掲げる書類(法第二十六条の二第一項の規定の適用を受ける連結事業年度において新たな賃貸が行われていない場合又はその賃貸住宅が地方公共団体に対し貸し付けられ、当該地方公共団体が賃貸する場合)については、第六条の五第二号及び第三号に掲げる書類)とする。

(連結法人の福島再開投資等準備金)

第九条の七 法第二十六条の八第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第四条第一項第四号ロ(2)に掲げる積立期間とする。

2 法第二十六条の八第一項第一号に規定する財務省令で定める金額は、同項の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第二十条第二項第四号に掲げる事項のうち福島復興再生特別措置法施行規則第四条第一項第四号ロ(2)に掲げる積立金の総額とする。

3・4 省略

(連結法人が被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等)

第九条の八 省略

2 省略

3 法第二十六条の九第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の七十三の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則第二十二条の六十五第三項の規定の適用については、同項第三号中「第二十二条の第三項第三号に規定する書類」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第九条の八第一項又は第二項に規定する書類」とする。

4 法第二十六条の九第二項の規定により租税特別措置法第六十八条の七十四の規定が適用される場合における同条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の六十六第一項の規定にかかわらず、法第二十六条の九第二項に規定する土地等の買取りをする者の当該土地等を地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社が行う法第十八条の九第二項に規定する東日本大震災からの復興のための事業の用に供するために買い取った旨を証する書類(当該買取りが当該買取りをする者以外の者に代わり行われたものである場合には、その旨並びに当該買取りをする者以外の者の名称及び所在地の記載があるものに限る。)とする。

5 法第二十六条の九第三項の規定により租税特別措置法第六十八条の七十五の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第六十八条の七十四第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の六十七の規定にかかわらず、第六条の八第七項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

6 省略

(連結法人が帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等)

第九条の九 法第二十六条の十第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の七十五の規定が適用される場合における同条第五項において準用する

3・4 同上

(連結法人が被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等)

第九条の八 同上

2 同上

3 法第二十六条の九第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の七十三の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則第二十二条の六十五第三項の規定の適用については、同項第三号中「前条第三項に規定する書類」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第九条の八第一項又は第二項に規定する書類」とする。

4 法第二十六条の九第二項の規定により租税特別措置法第六十八条の七十四の規定が適用される場合における同条第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の六十六第一項の規定にかかわらず、法第二十六条の九第二項に規定する土地等の買取りをする者の当該土地等を地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するために買い取った旨を証する書類(当該買取りが当該買取りをする者以外の者に代わり行われたものである場合には、その旨並びに当該買取りをする者以外の者の名称及び所在地の記載があるものに限る。)とする。

5 法第二十六条の九第三項の規定により租税特別措置法第六十八条の七十五の規定が適用される場合における同条第五項において準用する同法第六十八条の七十四第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の六十七の規定にかかわらず、第六条の八第五項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

6 同上

(連結法人が帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等)

第九条の九 法第二十六条の十第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の七十五の規定が適用される場合における同条第五項において準用する

同法第六十八条の七十四第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の六十七の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等（法第二十六条の九第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）が法第二十六条の十第一項に規定する区域内にある土地等である旨、当該事業が同項に規定する事業である旨及び当該土地等の買取りをする者が同項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人（以下この条において「帰還・移住等環境整備推進法人」という。）である旨を証する書類並びに当該帰還・移住等環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類とする。

2 法第二十六条の十第二項の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法第六十八条の六十八第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、租税特別措置法施行規則第二十二条の六十二第一項の規定にかかわらず、法第二十六条の十第二項に規定する場合における土地等の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）が同条第二項に規定する事業の用に供される土地等の譲渡に該当するものであることにつき市町村長の当該土地等が同項に規定する区域内にある土地等である旨及び当該土地等の買取りをする者が帰還・移住等環境整備推進法人である旨を証する書類並びに当該帰還・移住等環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされたときとする。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第十条 省 略

2 法第二十七条第五項及び第二十八条第十八項において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第五項並びに令第二十四条第三十六項に規定する財務省令で定める書類は、当該取得をした法第二十七条第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の下欄のイに掲げる資産（同欄のロに掲げる資産に該当するものを除くものとし、減価償却資産にあつては法人税法施行令第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この項において「買換資産」という。）につき、当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する政令で定める区域内である旨を証する書類とする。

3 10 省 略

同法第六十八条の七十四第四項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の六十七の規定にかかわらず、市町村長の当該土地等（法第二十六条の九第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）が法第二十六条の十第一項に規定する区域内にある土地等である旨、当該事業が同項に規定する事業である旨及び当該土地等の買取りをする者が同項に規定する帰還環境整備推進法人（以下この条において「帰還環境整備推進法人」という。）である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類とする。

2 法第二十六条の十第二項の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法第六十八条の六十八第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、租税特別措置法施行規則第二十二条の六十二第一項の規定にかかわらず、法第二十六条の十第二項に規定する場合における土地等の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）が同条第二項に規定する事業の用に供される土地等の譲渡に該当するものであることにつき市町村長の当該土地等が同項に規定する区域内にある土地等である旨及び当該土地等の買取りをする者が帰還環境整備推進法人である旨を証する書類並びに当該帰還環境整備推進法人の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされたときとする。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第十条 同 上

2 法第二十七条第五項及び第二十八条第十八項において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第五項並びに令第二十四条第三十六項に規定する財務省令で定める書類は、当該取得をした法第二十七条第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の下欄のイに掲げる資産（同欄のロに掲げる資産に該当するものを除くものとし、減価償却資産にあつては法人税法施行令第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この項において「買換資産」という。）につき、当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する特定被災区域内である旨を証する書類とする。

3 10 同 上

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第十四条の二 省 略

2・3 省 略

4 令第二十九条の二第三項に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記録された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

5 令第二十九条の二第四項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同項各号に掲げる要件の全てに該当することについて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により証明又は確認を受けなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法(当該住宅用家屋が経過年数基準(法第三十八条の二第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。イにおいて同じ。)に適合することについて証明又は確認を受ける場合には、イに掲げる方法)

イ 次に掲げる方法のうちいずれかの方法(当該住宅用家屋が令第二十九条の二第二項各号のいずれかに該当すること又は経過年数基準に適合することが登記事項証明書に記載された事項によって明らかでない場合には、当該住宅用家屋が同項各号のいずれかに該当すること又は当該経過年数基準に適合することを明らかにする書類を提出することを含む。)

(1) 当該住宅用家屋の登記事項証明書を法第三十八条の二第十四項に規定する申告書(以下この条において「贈与税の申告書」という。イ)に添付する方法

(2) 当該住宅用家屋に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五条の表の第二号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項が記載された書類を贈与税の申告書に添付することにより、納税地の所轄税務署長に当該住宅用家屋の登記事項証明書に係る情報を入力させ、又は参照させる方法

ロ 当該住宅用家屋が耐震基準(法第三十八条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。第十項において同じ。)に適合する旨を証する

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第十四条の二 同 上

2・3 同 上

4 令第二十九条の二第二項に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記録された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

5 令第二十九条の二第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた被災受贈者(法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下この条において同じ。)がその居住の用に供する家屋は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定める書類を法第三十八条の二第十四項に規定する申告書(以下この条において「贈与税の申告書」という。)に添付することにより証明がされたものとする。

一 耐震基準(法第三十八条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。以下この条において同じ。)に適合するものであることにつき令第二十九条の二第三項の証明を受けようとする家屋 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該家屋の登記事項証明書(当該家屋が令第二十九条の二第一項各号のいずれかに該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項各号のいずれかに該当することを明らかにする書類)及び当該家屋が耐震基準に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの

ロ 災害(法第三十八条の二第十項第一号に規定する災害をいう。次項第二号、第七項及び第十二項において同じ。)に起因するやむを得ない事情により同条第二項第五号に規定する住宅取得等資金(以下この条において「住宅取得等資金」という。)を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該家屋の取得ができなかった場合

当該家屋の取得をしたときは遅滞なくイに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを贈与税の申告書に添付する方法

二 災害（法第三十八条の第二十項第一号に規定する災害をいう。次項第二号、第七項及び第十二項において同じ。）に起因するやむを得ない事情により同条第二項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この条において「住宅取得等資金」という。）を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅用家屋の取得ができなかった場合、当該住宅用家屋の取得をしたときは、遅滞なく、前号に定める方法に準じて、当該住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に対し、当該住宅用家屋が令第二十九条の第二項各号に掲げる要件の全てに該当することを明らかにすることを約する書類を贈与税の申告書に添付する方法

6 令第二十九条の二第五項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた工事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされた工事とする。

一 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、被災受贈者（法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下この条において同じ。）の居住の用に供している家屋（次号及び第十二項第三号において「増改築対象家屋」という。）の法第三十八条の二第二項第四号に規定する増改築等（次号、次項第三号及び第十二項第三号において「増改築等」という。）をした場合、次に掲げる工事の区分に応じ次に定める書類

イ 令第二十九条の二第五項第一号に掲げる工事 当該工事に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項に規定する確認済証の写し若しくは同法第七条第五項に規定する検査済証の写し又は当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ロ 令第二十九条の二第五項第二号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号イからハまでに掲げるいずれかの工事に該当する旨を証する書類

ハ 令第二十九条の二第五項第三号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

二 経過年数基準（法第三十八条の二第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。）に適合するものであることにつき令第二十九条の二第三項の証明を受けようとする家屋、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該家屋の前号イに規定する登記事項証明書
ロ 前号ロに掲げる場合 当該家屋の取得をしたときは遅滞なくイに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

6 令第二十九条の二第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた工事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされた工事とする。

一 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、被災受贈者の居住の用に供している家屋（次号及び第十二項第三号において「増改築対象家屋」という。）の法第三十八条の二第二項第四号に規定する増改築等（次号、次項第三号及び第十二項第三号において「増改築等」という。）をした場合、次に掲げる工事の区分に応じ次に定める書類

イ 令第二十九条の二第四項第一号に掲げる工事 当該工事に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項に規定する確認済証の写し若しくは同法第七条第五項に規定する検査済証の写し又は当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ロ 令第二十九条の二第四項第二号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号イからハまでに掲げるいずれかの工事に該当する旨を証する書類

ハ 令第二十九条の二第四項第三号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ニ 令第二十九条の二第五項第四号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ホ 令第二十九条の二第五項第五号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ヘ 令第二十九条の二第五項第六号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ト 令第二十九条の二第五項第七号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

チ 令第二十九条の二第五項第八号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

二 省 略

7 令第二十九条の二第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた住宅用の家屋は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものとする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該住宅用の家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める令第二十九条の二第八項に規定する住宅用の家屋に該当する旨を証する書類

二・三 省 略

8 省 略

11 令第二十九条の二第九項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同条第二項各号のいずれかに該当することについて、第五項第一号イに掲げる方法により証明又は確認を受けなければならない。

12 法第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする者が同条第十四項の規定により贈与税の申告書に添付する書類は、次の各号に掲げる住宅取得等資金の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第三十八条の二第二項第五号イに掲げる同項第二号に規定する住宅

ニ 令第二十九条の二第四項第四号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ホ 令第二十九条の二第四項第五号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ヘ 令第二十九条の二第四項第六号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ト 令第二十九条の二第四項第七号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

チ 令第二十九条の二第四項第八号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

二 同 上

7 令第二十九条の二第七項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた住宅用の家屋は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものとする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該住宅用の家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める令第二十九条の二第七項に規定する住宅用の家屋に該当する旨を証する書類

二・三 同 上

8 同 上

11 令第二十九条の二第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた被災受贈者がその居住の用に供する家屋は、当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき、第五項第一号イに規定する登記事項証明書により証明がされたものとする。

12 同 上

一 同 上

用家屋（以下この号において「住宅用家屋」という。）の新築又は取得の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第一号に規定する新築又は取得をし、当該住宅用家屋を被災受贈者の居住の用に供した場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(5) 当該新築又は取得をした住宅用家屋（当該住宅取得等資金により

当該住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の法第三十八条の二第一項第一号に規定する取得をする場合には、当該土地等を含む。(6)において同じ。)に関する登記事項証明書（当該住宅用家屋が令第二十九条の二第二項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項

第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することを明らかにする書類）
(6) 当該住宅用家屋の新築又は取得に係る契約書その他の書類で当該住宅用家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i) 当該住宅用家屋が法第三十八条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該新築又は取得をした住宅用家屋を令

第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該住宅用家屋の新築又は取得に係る契約の締結をした年月日

(ii) 省 略

ロ 省 略

二 法第三十八条の二第二項第五号ロに掲げる同項第三号に規定する既存住宅用家屋（以下この号において「既存住宅用家屋」という。）の取得の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五

イ 同上

(1) 省 略

(5) 当該新築又は取得をした住宅用家屋（当該住宅取得等資金により

当該住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の法第三十八条の二第一項第一号に規定する取得をする場合には、当該土地等を含む。(6)において同じ。)に関する登記事項証明書（当該住宅用家屋が令第二十九条の二第二項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項

第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することを明らかにする書類）
(6) 同上

(i) 当該住宅用家屋が法第三十八条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該新築又は取得をした住宅用家屋を令

第二十九条の二第六項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該住宅用家屋の新築又は取得に係る契約の締結をした年月日

(ii) 同上

ロ 同上

二 同上

イ 同上

日までに、既存住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第二号に規定する取得をし、当該既存住宅用家屋を被災受贈者の居住の用に供した場合は、次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該取得をした既存住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。）に関する登記事項証明書

(3) 当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書その他の書類で当該既存住宅用家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i) 当該既存住宅用家屋が法第三十八条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該取得をした既存住宅用家屋を令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該既存住宅用家屋の取得に係る契約の締結をした年月日

(ii) 省 略
ロ 省 略
ホ 省 略

三 増改築等の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、増改築対象家屋の増改築等をし、当該増改築対象家屋を被災受贈者の居住の用に供した場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該増改築等をした増改築対象家屋（当該住宅取得等資金により当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。）に関する登記事項証明書（当該増改築対象家屋が令第二十九条の二第六項第二号に掲げる要件を満たすことを当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかにすることができないときは、当該登記事項証明書及び当該増改築対象家屋が同号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書

(1) 同 上

(2) 当該取得をした既存住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。）に関する登記事項証明書（当該既存住宅用家屋が令第二十九条の二第三項各号に掲げる要件を満たすことが当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかでないときは、当該登記事項証明書及び当該各号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）

(3) 同 上

(i) 当該既存住宅用家屋が法第三十八条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該取得をした既存住宅用家屋を令第二十九条の二第六項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該既存住宅用家屋の取得に係る契約の締結をした年月日

(ii) 同 上
ロ 同 上
ホ 同 上

三 同 上

イ 同 上

(1) 同 上

(2) 当該増改築等をした増改築対象家屋（当該住宅取得等資金により当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。）に関する登記事項証明書（当該増改築対象家屋が令第二十九条の二第五項第二号に掲げる要件を満たすことを当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかにすることができないときは、当該登記事項証明書及び当該増改築対象家屋が同号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書

類)

(3) 当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該増改築対象家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i) 当該増改築対象家屋が法第三十八条の第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該増改築等(当該増改築対象家屋の増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。)が令第二十九条の第二項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づくものであること、当該増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日、当該増改築等に係る工事が完了した年月日(以下この号において「工事が完了年月日」という。)並びに当該増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細(以下この号において「工事費用の額等」という。)

(ii) 省 略

ロ 省 略

ハ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずる状態にある場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該工事により当該増改築対象家屋が令第二十九条の第二項第六号に掲げる要件を満たすこととなることを明らかにするもの又はその写し

(3)・(4) 省 略

ニ・ホ 省 略

13

令第二十九条の第二十一項の規定により法第三十八条の第二十四項の規定を読み替えて適用する場合における第五項から第七項まで及び前項の規定の適用については、第五項中「法第三十八条の第二十四項に規定する申告書」とあるのは「令第二十九条の第二十一項の規定により読み替えて適用する法第三十八条の第二十四項に規定する申告書又は更正請求書」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、第六項及び第七項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、前項中「同条第十四項」とあるのは「令第二十九条の第二十一項の規定により読み替

類)

(3) 同 上

(i) 当該増改築対象家屋が法第三十八条の第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該増改築等(当該増改築対象家屋の増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。)が令第二十九条の第二項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づくものであること、当該増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日、当該増改築等に係る工事が完了した年月日(以下この号において「工事が完了年月日」という。)並びに当該増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細(以下この号において「工事費用の額等」という。)

(ii) 同 上

ロ 同 上

ハ 同 上

(1) 同 上

(2) 当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該工事により当該増改築対象家屋が令第二十九条の第二項第五号に掲げる要件を満たすこととなることを明らかにするもの又はその写し

(3)・(4) 同 上

ニ・ホ 同 上

13

令第二十九条の第二十項の規定により法第三十八条の第二十四項の規定を読み替えて適用する場合における第五項から第七項まで及び前項の規定の適用については、第五項中「法第三十八条の第二十四項に規定する申告書」とあるのは「令第二十九条の第二十項の規定により読み替えて適用する法第三十八条の第二十四項に規定する申告書又は更正請求書」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、第六項及び第七項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、前項中「同条第十四項」とあるのは「令第二十九条の第二十項の規定により読み替えて適

えて適用する法第三十八条の第二十四項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

14 令第二十九条の第二十四項の規定により同項に規定する相続人が法第三十八条の第二十四項に規定する書類を提出する場合における第十二項の規定の適用については、同項第一号イ(2)中「、生年月日及び」とあるのは「及び生年月日、」と、「もの」とあるのは「もの、当該被災受贈者が法第三十八条の第二項第一号ハに規定する新築等をした住宅用の家屋を居住の用に供していたことを証する書類並びに戸籍の謄本その他の書類で令第二十九条の第二十四項の規定の適用を受けようとする者が同項に規定する相続人に該当することを証するもの」とする。

(農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例)

第十四条の二の二 法第三十八条の二の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則第二十三条の七及び第二十三条の八の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第十五項中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される法(以下この条において「読替後の法」という。)」と、同条第十六項中「法第七十条の四第八項」とあるのは「読替後の法第七十条の四第八項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二十」と、同条第十七項中「係る法」とあるのは「係る読替後の法」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二十」と、同条第十八項第一号中「法第七十条の四第十一項」とあるのは「読替後の法第七十条の四第十一項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十九条」と、同条第三号中「同条第八項」とあるのは「読替後の法第七十条の四第八項」と、同条第二十一項中「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等

用する法第三十八条の第二十四項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

14 令第二十九条の第十三項の規定により同項に規定する相続人が法第三十八条の第二十四項に規定する書類を提出する場合における第十二項の規定の適用については、同項第一号イ(2)中「、生年月日及び」とあるのは「及び生年月日、」と、「もの」とあるのは「もの、当該被災受贈者が法第三十八条の第二項第六号に規定する新築等をした住宅用の家屋を居住の用に供していたことを証する書類並びに戸籍の謄本その他の書類で令第二十九条の第十三項の規定の適用を受けようとする者が同項に規定する相続人に該当することを証するもの」とする。

促進計画」とする。

二 租税特別措置法施行規則第二十三条の八第十項中「は「法」とあるのは「一東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される法（以下この条において「読替え後の法」という。）」と、同条第十一項中「法第七十条の六第十項」とあるのは「読替え後の法第七十条の六第十項」と、「読み替える」とあるのは「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二」と読み替える」と、同条第十二項中「は「法」とあるのは「は「読替え後の法」と、「と」とあるのは「と」、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二」と、同条第十三項中「法第七十条の六第十項」とあるのは「読替え後の法第七十条の六第十項」と、「同条第十項」とあるのは「同条第十項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二」と」と、同条第十四項中「同条第十項」とあるのは「読替え後の法第七十条の六第十項」と、同条第十六項中「第二十三条の七第二十一項第一号ハ」とあるのは「第二十三条の七第二十一項中「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同項第一号ハ」とする。

（避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例）

第十四条の二の三 法第三十八条の二の三第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の四第十五項の税務署長の承認を受けようとする同条第一項に規定する受贈者が令第二十九条の二の三第三項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四十条の六第二十九項の申請書を提出する場合には、当該申請書に法第三十八条の二の三第三項の規定の適用に係る譲渡をした同項に規定する農地等が所在する市町村の長（当該農地等を令第二十九条の二の三第二項各号に掲げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあつては、市町村の長又は福島県知事）

（避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例）

第十四条の二の二 法第三十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の四第十五項の税務署長の承認を受けようとする同条第一項に規定する受贈者が令第二十九条の二の二第三項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四十条の六第二十九項の申請書を提出する場合には、当該申請書に法第三十八条の二の二第一項の規定の適用に係る譲渡をした同項に規定する農地等が所在する市町村の長（当該農地等を令第二十九条の二の二第二項各号に掲げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあつては、市町村の長又は福島県知事）

の書類で当該農地等が法第三十八条の二の三第一項に規定する特例対象区域内に所在すること及び当該農地等を同項に規定する特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの（当該譲渡に係る当該農地等の明細及び当該譲渡をした年月日を記載したものに限る。）を添付しなければならぬ。

2 法第三十八条の二の三第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の四第十五項の税務署長の承認を受けた同条第一項に規定する受贈者に対する租税特別措置法施行規則第二十三条の七及び第二十三条の八の規定の適用については、同令第二十三条の七第二十三項中「譲渡等があつた日から一年」とあるのは「農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第四条第四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年」と、「遅滞なく、」とあるのは「遅滞なく、当該農地又は採草放牧地が所在する市町村の長の書類で当該農地又は採草放牧地が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の三第一項に規定する特例対象区域内に所在することを証するもののほか、」と、同令第二十三条の八第三項第九号中「承認で」とあるのは「承認で東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二の三第三項の規定により読み替えて適用される」とする。

3 第一項の規定は、法第三十八条の二の三第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の六第十九項の税務署長の承認を受けようとする同条第一項に規定する農業相続人が令第二十九条の二の三第四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四十条の七第二十九項の申請書を提出する場合について準用する。この場合において、第一項中「に法第三十八条の二の三第一項」とあるのは「に法第三十八条の二の三第二項」と、「農地等」とあるのは「特例農地等」と読み替えるものとする。

4 法第三十八条の二の三第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の六第十九項の税務署長の承認を受けた同条第一項に規定する農業相続人に対する租税特別措置法施行規則第二十三条の八の規定の適用については、同条第十八項中「譲渡等があつた日から一年」とあるのは「特例農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第

の書類で当該農地等が法第三十八条の二の二第一項に規定する特例対象区域内に所在すること及び当該農地等を同項に規定する特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの（当該譲渡に係る当該農地等の明細及び当該譲渡をした年月日を記載したものに限る。）を添付しなければならぬ。

2 法第三十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の四第十五項の税務署長の承認を受けた同条第一項に規定する受贈者に対する租税特別措置法施行規則第二十三条の七及び第二十三条の八の規定の適用については、同令第二十三条の七第二十三項中「譲渡等があつた日から一年」とあるのは「農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年」と、「遅滞なく、」とあるのは「遅滞なく、当該農地又は採草放牧地が所在する市町村の長の書類で当該農地又は採草放牧地が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二の二第一項に規定する特例対象区域内に所在することを証するもののほか、」と、同令第二十三条の八第三項第九号中「承認で」とあるのは「承認で東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二の二第三項の規定により読み替えて適用される」とする。

3 第一項の規定は、法第三十八条の二の二第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の六第十九項の税務署長の承認を受けようとする同条第一項に規定する農業相続人が令第二十九条の二の二第四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四十条の七第二十九項の申請書を提出する場合について準用する。この場合において、第一項中「に法第三十八条の二の二第一項」とあるのは「に法第三十八条の二の二第二項」と、「農地等」とあるのは「特例農地等」と読み替えるものとする。

4 法第三十八条の二の二第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の六第十九項の税務署長の承認を受けた同条第一項に規定する農業相続人に対する租税特別措置法施行規則第二十三条の八の規定の適用については、同条第十八項中「譲渡等があつた日から一年」とあるのは「特例農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第

四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年」と、「第二十三条の七第二十三項第一号ハ」とあるのは「第二十三条の七第二十三項中「遅滞なく、」とあるのは「遅滞なく、当該農地又は採草放牧地が所在する市町村の長の書類で当該農地又は採草放牧地が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の三第一項に規定する特例対象区域内に所在することを証するもののほか、」と、同項第一号ハ」と、「法」とあるのは「法」とする。

（農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例）

第十六条の二の二 法第四十条の二の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則第二十九条の規定の適用については、同条第一項中「同条の」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される法第七十七条の」と、「市町村長」とあるのは「福島県知事の証明書及び市町村長」と、「法第七十七条に」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される法第七十七条に」と、「利用権設定等促進事業」とあるのは「農用地利用集積等促進事業」と、「同条第三項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第三十一条の二の二の規定により読み替えて適用される施行令第四十二条の四第三項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「福島県知事」と、「前項の」とあるのは「前項の福島県知事の証明書及び」と、「に当該」とあるのは「にこれらの」とする。

（帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽減）

第十六条の四 法第四十条の四の規定の適用を受けようとする同条に規定する帰還・移住等環境整備推進法人は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての福島復興再生特別措置法第三十三条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村の長（当該帰還・移

四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年」と、「第二十三条の七第二十三項第一号ハ」とあるのは「第二十三条の七第二十三項中「遅滞なく、」とあるのは「遅滞なく、当該農地又は採草放牧地が所在する市町村の長の書類で当該農地又は採草放牧地が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二の二第一項に規定する特例対象区域内に所在することを証するもののほか、」と、同項第一号ハ」と、「法」とあるのは「法」とする。

（帰還環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽減）

第十六条の四 法第四十条の四の規定の適用を受けようとする同条に規定する帰還環境整備推進法人は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての福島復興再生特別措置法第三十三条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村の長（当該帰還環境整備推進

住等環境整備推進法人を同法第四十八条の十四第一項の規定により指定をしたものに限る。)の証明書で、当該帰還・移住等環境整備推進法人が令第三十一条の三に規定する要件を満たすものであること、当該帰還・移住等環境整備推進法人が法第四十条の四に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された同条各号に掲げる事業の用に供するために同条に規定する避難解除区域等内において当該登記に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をしたこと及び当該取得の日の記載があるものを添付しなければならない。

2 法第四十条の四第一号に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)に規定する事業とする。

3 法第四十条の四第二号に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一項(第七号に係る部分に限る。)に規定する事業とする。

(東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした漁船に係る所有権の保存登記等の免税)

第十七条 法第四十一条第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、令第三十二条第一項に規定する被災証明書類(第五項において「被災証明書類」という。)で東日本大震災によりその所有していた漁船に被害を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該漁船の船籍港又は主たる根拠地の記載があるもの(当該登記に係る漁船が同条第三項第二号に定める漁船に該当する場合には、当該書類及び同号に規定する証明に係る書類)を添付しなければならない。

2 令第三十二条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(東日本大震災により滅失した漁船であること又は東日本大震災により損壊したため取り壊した漁船であることを明らかにするものに限る。)のうちいずれかの書類とする。

一 省略

法人を同法第四十八条の十四第一項の規定により指定をしたものに限る。)の証明書で、当該帰還環境整備推進法人が令第三十一条の三に規定する要件を満たすものであること、当該帰還環境整備推進法人が法第四十条の四に規定する帰還環境整備事業計画に記載された同条各号に掲げる事業の用に供するために同条に規定する避難解除区域等内において当該登記に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をしたこと及び当該取得の日の記載があるものを添付しなければならない。

2 法第四十条の四第一号に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項(第七号に係る部分に限る。)に規定する事業とする。

3 法第四十条の四第二号に規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第八条第一項(第八号に係る部分に限る。)に規定する事業とする。

(東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした船舶又は航空機に係る所有権の保存登記等の免税)

第十七条 法第四十一条第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、令第三十二条第一項に規定する被災証明書類(第五項において「被災証明書類」という。)で東日本大震災によりその所有していた船舶に被害を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該船舶の船籍港(漁船の場合にあつては、船籍港又は主たる根拠地)の記載があるもの(当該登記に係る船舶が同条第三項第二号に定める船舶に該当する場合には、当該書類及び同号に規定する証明に係る書類)を添付しなければならない。

2 令第三十二条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(東日本大震災により滅失した船舶であること又は東日本大震災により損壊したため取り壊した船舶であることを明らかにするものに限る。)のうちいずれかの書類とする。

一 船舶原簿に記載されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するもの

二 同上

三 船員法(昭和二十二年法律第百号)第十九条の規定による報告(同条

二 当該漁船につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類
三 相続人又は合併法人若しくは分割承継法人（それぞれ令第三十二条第二項各号に規定する相続人又は合併法人若しくは分割承継法人をいう。以下この項において同じ。）が法第四十一条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 省略

三 分割承継法人 当該分割承継法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が当該分割承継法人に該当することを証する書類並びに東日本大震災により被害を受けた漁船に係る事業に関して有する権利義務を当該分割承継法人が承継したことを当該分割承継法人に係る法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人及び当該分割承継法人が共同して証明する書類

4 令第三十二条第三項第二号に規定する証明は、法第四十一条第一項の規定の適用を受けようとする者の申請に基づき、その者が行う事業のうち主たるものを所管する主務大臣が、当該申請に係る漁船が同号に定める漁船に該当する旨を記載した書類により行うものとする。

5 前項の証明を受けようとする者は、その申請書に、その所有していた漁船の被災証明書類及び当該漁船に代わるものとして建造又は取得をした漁船の詳細を明らかにする書類を添付しなければならない。

第一号に係るものに限る。）に関する書類の写しで船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第十五条の規定による地方運輸局長の証明があるもの

3 同 上
四 当該船舶につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

一・二 同 上

三 分割承継法人 当該分割承継法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が当該分割承継法人に該当することを証する書類並びに東日本大震災により被害を受けた船舶に係る事業に関して有する権利義務を当該分割承継法人が承継したことを当該分割承継法人に係る法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人及び当該分割承継法人が共同して証明する書類

4 令第三十二条第三項第二号に規定する証明は、法第四十一条第一項の規定の適用を受けようとする者の申請に基づき、その者が行う事業のうち主たるものを所管する主務大臣が、当該申請に係る船舶が同号に定める船舶に該当する旨を記載した書類により行うものとする。

5 前項の証明を受けようとする者は、その申請書に、その所有していた船舶の被災証明書類及び当該船舶に代わるものとして建造又は取得をした船舶の詳細を明らかにする書類を添付しなければならない。

6 法第四十一条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その登録の申請書に、令第三十二条第四項において準用する同条第一項に規定する被災証明書類で東日本大震災によりその所有していた航空機に被害を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該航空機の定置場の記載があるものを添付しなければならない。

7 令第三十二条第四項において準用する同条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（東日本大震災により滅失した航空機又は東日本大震災により損壊したため取り壊した航空機（第九項において「滅失航空機等」という。）であることを明らかにするものに限る。）のうちいずれかの書類とする。

一 航空機登録原簿の謄本又は抄本で当該航空機の登録が抹消された事実を証するもの

二 当該航空機につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類
8 第三項の規定は、令第三十二条第四項において準用する同条第二項各号に規定する相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が法第四十一条第三項において準用する同条第一項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

9 令第三十二条第五項に規定する財務省令で定めるところにより明らかにされた航空機は、滅失航空機等に代わるものとして建造又は取得をした航空機の詳細を明らかにする書類がその登録の申請書に添付された航空機とする。

(東日本大震災の被災者等が受ける本店等の移転の登記等の免税)

第十七条の三 法第四十一条の三の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第四十一条の三第一号イからホまでに掲げる建物又は同条第二号イからニまでに掲げる建物が東日本大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この号において同じ。)をしたことにより同条の規定の適用を受けようとする者 令第三十二条の三第一項の市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類で当該建物を使用していた者の氏名又は商号若しくは名称及び住所又は本店、主たる事務所若しくは日本における営業所の所在地並びに当該建物の所在地の記載があるものその他の書類で法第四十一条の三の規定の適用を受けようとする者が使用していた建物が滅失をしたことを明らかにするもの

二 前号の建物が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことにより法第四十一条の三の規定の適用を受けようとする者 同号に定める書類並びに当該警戒区域設定指示等の内容、当該警戒区域設定指示等が行われた日及び当該警戒区域設定指示等が解除された日(当該登記の申請の日において当該警戒区域設定指示等が解除されている場合に限る。)の記載がある書類

2 令第三十二条の三第二項各号に規定する相続人が法第四十一条の三の規定の適用を受けようとする場合には、当該相続人の戸籍の謄本その他のそ

の適用を受けようとする者が当該相続人に該当することを証する書類を添付しなければならない。

3 法第四十一条の三第一号ホに規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 株式会社 会社法第四百三十五条第二項又は第四百四十一条第一項に規定する書類

二 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社 同法第五十四条の三第二項に規定する書類

三 会社法第二条第二号に規定する外国会社又は保険業法第二条第十項に規定する外国相互会社 日本における前二号に掲げる法人と同種の法人又は最も類似する法人の種類に従い、当該各号に定める書類と同種又は類似の書類

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社 同法第二百二条第二項に規定する書類

（株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減を受けるための手続）

第十七条の四 株式会社商工組合中央金庫が、法第四十一条の四の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第三百三十二条第六項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十八条の三第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記又は登録の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 株式会社商工組合中央金庫の書類で、次に掲げる事項の記載があるもの

イ 当該登記又は登録に係る資金の貸付け等（資金の貸付け若しくは手形の割引又は債務の保証若しくは手形の引受けをいう。以下この条において同じ。）を株式会社商工組合中央金庫が令第三十二条の四第一項に規定する業務として行った旨

ロ イの資金の貸付け等を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

二 次に掲げるいずれかの書類

(東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得又は建造に係る漁船の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税)

第二十一条 令第四十一条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(東日本大震災により滅失した漁船であること又は東日本大震

イ 前号イの資金の貸付け等を受けた者の事務所(本店若しくは支店若しくは会社法第二条第二号に規定する外国会社の日本における営業所又は主たる事務所若しくは従たる事務所をいう。ロ及びハにおいて同じ。)又は事業の用に供する資産が東日本大震災により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨を証する市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類で、その者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載があるもの

ロ 前号イの資金の貸付け等を受けた者の事務所が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類

ハ 前号イの資金の貸付け等を受けた者が、次に掲げる者の事業活動に相当程度依存している旨を証する経済産業局長の書類

(1) その事務所又は事業の用に供する資産について、東日本大震災により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた者

(2) 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事務所を有する者

ニ 前号イの資金の貸付け等に係る消費貸借に関する契約書(法第四十七条第一項の規定により印紙税を課さないこととされたものに限る。)

ホ (の写し)

ホ 当該登記又は登録に係る資金の貸付け等を受けた者が東日本大震災に係る風評被害者である場合にあつては、経済産業局長の証明書で、当該資金の貸付け等が前号イの資金の貸付け等(株式会社商工組合中央金庫が、東日本大震災により被害を受けた者に対して危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条第二項の規定により認定された同法第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。)として行う同条第四号に規定する特定資金の貸付けに限る。)に該当することの記載があるもの

(東日本大震災の被災者が作成する船舶又は航空機の取得又は建造に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税)

第二十一条 令第四十一条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(東日本大震災により滅失した船舶であること又は東日本大震

災により損壊したため取り壊した漁船であることを明らかにするものに限る。）のうちいずれかの書類とする。

一 省略

二 当該漁船につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十四条の二第五項の改正規定、同条第六項第一号の改正規定（「被災受贈者」の下に「（法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下この条において同じ。）」を加える部分に限る。）、同条第十一項の改正規定及び同条第十二項第二号イ(2)の改正規定 令和四年一月一日

二 第六条の八第三項の改正規定及び第九条の八第三項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日

災により損壊したため取り壊した船舶であることを明らかにするものに限る。）のうちいずれかの書類とする。

一 船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するもの

二 同上

三 船員法第十九条の規定による報告（同条第一号に係るものに限る。）に関する書類の写しで船員法施行規則第十五条の規定による地方運輸局長の証明があるもの

四 小型船舶登録原簿に記載されている事項を証明した書面で当該小型船舶の登録が抹消された事実を証するもの

2 当該船舶につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類
令第四十一条第五項において準用する同条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（東日本大震災により滅失した航空機又は東日本大震災により損壊したため取り壊した航空機であることを明らかにするものに限る。）のうちいずれかの書類とする。

一 航空機登録原簿の謄本又は抄本で当該航空機の登録が抹消された事実を証するもの

二 当該航空機につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下「改正法」という。）附則第八十三条第二項に規定する財務省令で定めるものは、同項に規定する旧認定地方公共団体の交付する東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）第九条第二項に規定する概要を記載した書面に新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により改正法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧法」という。）第十条第一項に規定する指定期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、改正法附則第八十三条第二項に規定する旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供することができなかったと認められる資産として記載された旧法第十条第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第二項第八号に規定する減価償却資産をいう。次条において同じ。）とする。

（個人の特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置）

第三条 改正法附則第八十八条第二項に規定する財務省令で定めるものは、同項に規定する旧認定地方公共団体の交付する東日本大震災復興特別区域法施行規則第十五条第二項に規定する概要を記載した書面に新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和三年三月三十一日までに、取得又は製作若しくは建設をして、改正法附則第八十八条第二項に規定する開発研究の用に供することができなかったと認められる資産として記載された減価償却資産とする。

（個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第四条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法

律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百二十五号。以下「改正令」という。）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第十三条の二の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第三条の五の規定は、なおその効力を有する。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得了した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五条 改正法附則第九十五条第二項に規定する財務省令で定めるものは、同項に規定する旧認定地方公共団体の交付する東日本大震災復興特別区域法施行規則第九条第二項に規定する概要を記載した書面に新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により旧法第十七条の二第一項に規定する指定期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、改正法附則第九十五条第二項に規定する旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供することができなかつたと認められる資産として記載された旧法第十七条の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産（改正法第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新法」という。）第二条第三項第十二号に規定する減価償却資産をいう。以下同じ。）とする。

（法人の特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置）

第六条 改正法附則第百条第二項に規定する財務省令で定めるものは、同項に規定する旧認定地方公共団体の交付する東日本大震災復興特別区域法施行規則第十五条第二項に規定する概要を記載した書面に新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和三年三月三十一日までに、取得又は製作若しくは建設をして、改正法附則第百条第二項に規定する開発研究の用に供することができなかつたと認められる資産として記載された減価償却資産とする。

（法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第七条 改正令附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第十八条の二の規定に基づく旧規則第六条の五の規定は、なおその効力を有する。

(再投資等準備金に関する経過措置)

第八条 改正法附則第百三条第二項の規定によりみなして適用する新法第十八条の三の規定の適用を受ける法人(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。)に係る改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(以下「新規規則」という。)第六条の六の規定の適用については、同条中「東日本大震災復興特別区域法施行規則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令(令和三年復興庁令第一号)第一条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法施行規則」とする。

(連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九条 改正法附則第百七条第二項に規定する財務省令で定めるものは、同項に規定する旧認定地方公共団体の交付する東日本大震災復興特別区域法施行規則第九条第二項に規定する概要を記載した書面に新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により旧法第二十五条の二第一項に規定する指定期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、改正法附則第百七条第二項に規定する旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供することができなかつたと認められる資産として記載された旧法第二十五条の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる減価償却資産とする。

(連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置)

第十条 改正令附則第十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十三条の二の規定に基づく旧規則第九条の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「第六条の五各号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和三年財務省令第二十七号)附則第七

条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の東
日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規
則（以下この条において「旧効力規則」という。）第六条の五各号」と、
「第六条の五第二号」とあるのは「旧効力規則第六条の五第二号」とする。

（連結法人の再投資等準備金に関する経過措置）

第十一条 改正法附則第一百五十二条の規定によりみなして適用する新法
第二十六条の三の規定の適用を受ける新法第二条第三項第七号に規定する
連結親法人又はその同項第三十三号に規定する連結子法人に係る新規則第
九条の六の規定の適用については、同条中「東日本大震災復興特別区域法
施行規則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島
復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（令和三年復興庁令第
一号）第一条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法施行規則
」とする。